

柿生文化

柿生郷土史料館 情報・研究誌

住所：川崎市麻生区上麻生 6-40-1

柿生中学校内

電話：070-1503-6401/044-988-0004

<https://kakio-kyoudo.jp.org/>

第 214 号

シリーズ
杉山神社 8

新たな視点で杉山神社を考える

岡田 誠治（郷土史研究家）

〔2〕新たな視点とは何か

(3)祭神と杉山神社名

前回掲げた項目と補足事項を踏まえて、もう少し状況を深掘りしてみます。①の細山杉山神社は「勧請」と記されています。どこが親神社だったのでしょうか。この細山杉山神社や③の五反田杉山神社は鶴見川水系には立地しておりません。細山杉山神社以外は武士の世の伝承です。しかし武士達の信仰を受け続けている状況を一括りにはできません。歴史の流れの中で変化しています。杉山神社への武士達の信仰は源頼朝と鎌倉幕府時代の事象として伝わるもの、次に室町、戦国大名時代の事象、江戸時代初期の事象という風に変化がみてとれると考えます。

鶴見川水系にこだわらず杉山神社が存在したのは、その祭神が在地武士（勢力）の信仰対象として適合していた故だと考えられます。原初の祭神は忌部系の神であったかもしれません。出雲系の神であったかもしれません。現在の杉山神社の状況から考えられることは、前回で見てきたようにその各時代を生きてきた武士達が自分たちに適合する信仰を求めていた。それにより信仰奉斎するところの神として日本武尊あるいは五十猛命を求める力が強く働いた結果、この二神が杉山神社の祭神として集約されていったのではないのでしょうか。

ここでもまた考えなければならない大変重要な事象があります。自分たちが祀った神社の祭神は変遷していきました。しかしそういった状況であったにもかかわらず、「杉山神社」の名は引き継がれていったのです。この事実をどう捉えればよいのでしょうか。非常に大きな視点だと考えます。

(4)鶴見川水系の流域開発問題

水系問題で言えば、この①は鶴見川水系には属しないと述べましたが、⑨の金森 2 社は明確に境川流域です。また帷子川流域にも杉山神社は密度濃く存在しています。⑧の川島神社はそのうちの 1 社です。古社の戸部杉山神社もこの範疇です。さらには、⑤の蒔田杉山神社は大岡川水系にあります。『杉山神社考』では都築の丘の杉山神社と同名ではあるが全く無関係の杉山神社だと断定されています。磯子区の岡村天満宮は杉山神社を合祀していますが、⑤と同じく市杵島姫命を祭神として祀ります。都築の社の杉山神社とは無関係であると断じられましたが、では何故に「杉山」を冠したのか、大きな疑問です。又真偽はともかく「頼朝の七杉山社」という言葉が残っています。蒔田杉山神社、岡村天満宮の杉山神社はその内の 2 社であったかもしれません。

古代、大きな河川の河口から開拓力をもった入植者集団が入り込み、開拓した川の流域を自己の勢力地域としていく事実はあったと考えてよいと思います。その開拓集団が自分たちと関係が深い神を奉じて神社を創建していくことも自然の流れだと考えます。鶴見川中流域の神社については、忌部氏奉斎の安房神社から勧請した茅ヶ崎杉山神社を橋頭保に鶴見川沿いの開拓地に麻を植え、その開拓した土地土地に杉山神社を分霊鎮座させていったという説が有力です。茅ヶ崎杉山神社を必然的に杉山神社群の出発点、いわゆる本祠とする見解です（注 9）。それらの見解にある問題点は、杉山神社というのはまず忌部系神社でありき、鶴見川流域でありき、尚且つ麻栽培地でありきという視点が絶対不可侵の命題のようになっていることです。しかしその一方、河口部の古社では創建由緒記録が残っていない鶴見神社はともかく、同時代の創建由緒を持ちながら、出雲神を祀り、帷子川河口部に在り、麻栽培についての伝承のない戸部杉山神社には一言の言及もありません。全く視野の外です。この忌部氏と麻栽培地の拡大に新たな杉山神社を分祠していくという解釈は、私が前話で掲げた①～⑪の注目点とは全く抵触しません。杉山神社群と麻栽培という関係は、合致する神社も存在します（注 10）。しかしながら杉山神社群全体として捉えますと麻との関係を見出すことができません。古代に偏った杉山神社論と言えると考えます。

特に大きな問題点は、この考えでは武士達が信仰し奉斎した祭神の変遷という大きな変化を説明することができないのです。では武士達が「杉山」名の神に求めたものはどういうものだったのでしょうか。

(続く)

(注 9)『私説考』

(注 10) 茅ヶ崎神社年中行事

シリーズ
教育の歩み

第 4 部 日本の学校と教育 補遺(4)

小林 基男(柿生郷土史料館専門委員)

森有礼文相の登場と小学校令の公布

教育内容を寺子屋方式に改め、実際の社会生活に役立つ内容に戻したのですが、すぐには就学率も、就学児童の定着率も改善しませんでした。明治 14 (1881) 年の政変を機に、日本の通貨価値を大きく棄損したインフレ政策の是正を目指した強力なデフレ政策が採用され、日本社会が深刻な不況に陥り、農民層や商工業者の生活苦が極限まで進行した結果、子女を学校に通わせる機運が大きく後退したからです。そこに初等教育を全ての児童にと、教育奨励の旗を振った明治政府が、改正教育令の施行に合わせ、それまで府県に対して交付していた教育補助金の提供を、財政難を理由に廃止してしまったことが加わりました。国に資金が不足する状況で、府県に資金があるわけがありません。困った府県は今まで以上に末端の村や町に丸投げします。すべてを背負えと言われた町村に負担能力があるわけがありません。一部の地方では、先生の給金を払えないからと、開校していた学校を閉鎖してしまった所もあったのです。村人たちは、肩に重くのしかかった負担を教育税と呼んで怨嗟の的にしていたのです。

柿生地域はどうだったのか。江戸時代後半から禅寺丸柿、木炭、養蚕などの商品作物等の副業で暮らしを支えていた村々にとって、長引く不況で商品価格が下落を続けたことは大きな打撃でした。上麻生村の藤屋、王禅寺村の長谷川といった豪商も売掛金の回収や兼営した貸金業の焦げ付きが続き、破産状態に陥ったほどだったのです。松方デフレが最高潮に達した明治 17 (1884) 年夏から秋にかけ、困窮した貧農層を中心に関東地方でも農民蜂起が続き、さすがに政府もデフレ政策を転換するに至り、ようやく事態は改善の方向に向かうのです。明治 18 (1885) 年、事態の深刻さに気付いた政府は、デフレ政策をやめて、通貨の流通量を増やし、物価上昇を容認する方向に舵を切ったのです。同時に教育環境の再整備を目指し、教育令を再改正して年間の授業日数の大幅な削減を決断、地域の実情に応じて午前、午後さらには夜間に 2 時間以上の授業を行えば良いとしたのです。さらに小学校とは別に「小学教場」を設けることを認め、学科の規定も削除して、地域負担の軽減を図ったのです。当時の経済状況からみてやむを得ない措置でしたが、学校数も就学率も一時的に低下したことは事実です。

本誌の 156 号 (令和 3 年 5 月号) に、明治 30 (1897) 年に徴兵検査を受けた 20 歳青年の識字能力の調査結果(実施は 19 府県でした) を載せたのですが、その表を再掲します。対象者は 10 年前の明治 20 年に 10 歳だったので、前述の長期不況期に学齢期を過ごし、まともに授業を受けられなかった青年たちです。不就学と 2 年中退者が全体の半数を占めたこと、手紙や文章を書くことのできる青年が全体の 4 分の 1 程度にとどまったことなど、惨憺たる結果が出たのは、ある意味当然の結果だったと言えます。

明治 18 (1885) 年 12 月、内閣制度の発足によって初

代文部大臣ありのりに森有礼が就任します。欧米の教育事情をつぶさに視察・研究していた森は、教育は国家のためであると、愛国教育の推進を建議し実行に移します。翌明治 19 年 4 月 10 日には小学校令を公布し、小学校を尋常・高等の 2 段階、修業年限は各 4 年、6 歳から 14 歳までの 8 ヶ年と定め、父母・後見人は尋常小学校の 4 ヶ年を終了するまで、児童を就学させる義務があると規定しました。ここに保護者の義務の語が登場し、4 年制の尋常小学校は全児童が学ぶ場と規定され、初等教育に国家の強制が働くことになったのです。さらに森文相は、明治 18 年の教育令再改定の趣旨を生かして、小学簡易科を設置して、尋常小学校に代用できることを認めました、小学校の経費には主として授業料と寄付金が充てられましたが、簡易科については授業料を免除し、費用負担は町村に一任したのです。明治 22 年の市町村制の導入による地方組織の大幅変更 (柿生村が誕生したのもこの時でした) に伴って、翌明治 23 (1890) 年に小学校令が改めて発令されます。ここに、義務教育期間については国庫補助によって授業料を無償とする方向性が打ち出されたのです。ただし財政難のため、すぐには実施できなかったのです。

(続く)

20歳男性の就学歴と学力(単位:%)

	全体	不 就 学 者	二 年 就 学	三 年 就 学	四 年 就 学	五 年 就 学	六 年 就 学	七 年 就 学
姓名が書けない	24	75	20	6	3	3	1	0
氏名は書ける	17	16	36	17	7	6	3	1
氏名・住所は書ける	18	6	25	31	21	14	13	2
職業も書ける	15	2	12	24	27	24	25	7
手紙や文章も書ける	26	1	7	22	41	53	58	90
縦の計	100	100	100	100	100	100	100	100
構成比	100	23	26	16	12	6	8	9

最後の構成比を除き、全て縦の百分比で表されています。構成比は横の百分比
『教育持論』明治 31 年 11 月 5 日号より

『文久二・三年王禅寺村御用留記帳』を読む — 8 —

飛田 三枝子(柿生郷土史料館専門委員)

8 頁では、書状を次の村へ運ぶ人足名と御同役衆中様という宛先で前の拝借鉄炮の話は終わる。次は「河州(河内国) 誉田八幡宮」(大阪府羽曳野市)の勸化の触れ書きである。勸化とは寺社が堂舎の修復などのため寄進を募ることで、寺社奉行(定員4名)連印の勸化状が出され、幕府の許可を得た御免勸化のほかに、寺社奉行1人の許可を得た相対勸化、許可を得ていない私の勸化があった。

誉田八幡宮の記事を読むと「本社そのほか修復につき、万石以上以下の面々、諸家中、寺社ならびに諸国勸化のこと、今度社僧ども願いの通り御免なされ」とあるので「御免勸化」だと分かる。神社なのに「社僧ども」とあるのは、江戸時代は神仏混淆で神社には必ずその神社を管理する別当寺が置かれていたからである。さらに「信仰の輩は物の多少によらず、その分限に応じ」大名、侍、寺社ならびに在方(村方)、町方へ「当成年より亥年まで寄進致すべき旨」が公儀より「仰せいだされ」、また神社の者が国々を廻行しないので、代官や領主が寄進物を集めて指定の所へ出すようにとある。諸国とあるから誉田八幡宮の勸化は全国規模で、期間は2年間。

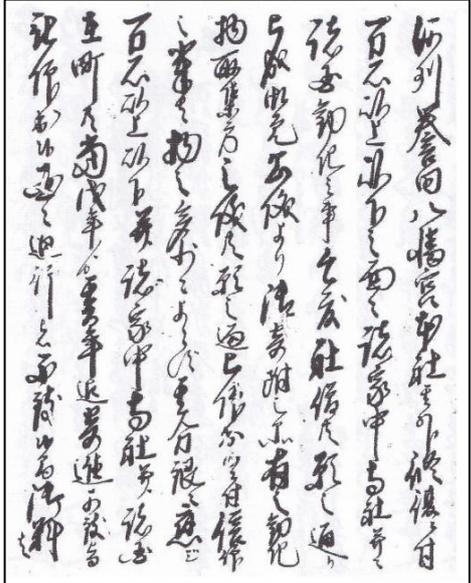
この触れ書きは『幕末御触書集成別巻』によると前年12月に老中内藤紀伊守から大目付・御目付へ渡されており、王禅寺村には領主である増上寺の地方役所から廻ってきている。

11 頁には武州宮本郷一宮簸河明神(氷川女体神社)の御免勸化の廻状が載っている。こちらは勸化状持参の役職の者が村々を廻り、勸化の範囲は武蔵国だけで3年間。19 頁をみると4月に神主が配り札をもって村を訪れたようだ。

身分社会の江戸時代では、どちらも差し出し人の増上寺御霊屋料地方役所の名が、宛先の村々より上に書いてある。8 頁右の書状(名主から名主宛)と比べると違いが分かる。また「村々受印」とあるが原文にはこの語句は書かれてはなく、廻状の末尾には村々の名が記され、村名の下に受け取ったというしるしに印が押されていたと思われる。

『御用留記帳』を読むと寄進を求める宗教者が次々と村に来ている。簡単に記載されているものが多く、20 頁多摩郡羽村阿蘇明神、25 頁駿河台下稲荷、35 頁中野八幡宮等々。それぞれ勸化できる地域、期間はさまざまで、配り札には64 文出している。村入用からでしょう。また64 頁大塚葵観世音の御免配り札の配り人は村に一泊しているし、134 頁富士浅間宮の御免勸化では昼食を提供、135 頁出雲大社配り札では早野村へ送り人足をつけ、牛込中野八幡宮の御免勸化も一夜泊りと村の負担は大きかった。

(『文久二年・三年王禅寺村御用留記帳』は当史料館で販売中。千円)



河州誉田八幡宮、本社其外修復ニ付、万石以上以下之面々・諸家中・寺社并ニ諸国勸化之事、今度社僧共願之通り御免、公儀より御寄附之品有之、勸化物取集方之儀共願之通被仰出候ニ付、信仰之輩物之多少によらず、其分限ニ応ジ、万石以上以下并諸家中・寺社并諸国在町共、当成年方亥年迄寄進可致旨被仰出候、国々廻行者不致候間、御料者

『御用留記帳』 部分

柿生郷土史料館友の会
103 回カルチャーセミナー

天正 18 年 4 月付 麻生郷 9 ヶ所宛
秀吉禁制をめぐって

- ◆講 師 久保田昌希氏(駒澤大学名誉教授)
(地方史研究協議会会長)
- ◆日 時 3 月 29 日(日)
13 時 30 分~15 時 30 分
- ◆会 場 柿生郷土史料館(柿生中学校内)
特別展示室
- ◆参加費 無料 どなたでも参加できます

講師の久保田先生は、戦国史研究の第一人者として知られており、川崎市の委嘱で文化財審議委員も務められていらっしゃいます。とりわけ、秀吉が全国制覇の過程で、各地で発給した禁制(=朱印状)については、何本も論文を発表されています。

そんな先生に、史料館で常設展示しております小島家所蔵の麻生郷9ヶ所に宛てた禁制を中心に、秀吉の禁制の持つ意味と特徴などを縦横に語っていただきます。

柿生郷土史料館 開館日のご案内 【参加自由、入場無料】

- ◎開館日 : 3月8・15・22・29日(日曜日) 4月4・18・25日(土曜日)
- ◎開館時間: 午前10時~午後3時